

第27回参議院議員通常選挙啓発業務委託企画コンペティション実施要領

1 趣旨

この要領は、「第27回参議院議員通常選挙啓発業務」（以下「本業務」という。）において、企画コンペティション方式により、委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

第27回参議院議員通常選挙啓発業務

(2) 業務の目的

第27回参議院議員通常選挙に際し、県民の選挙に対する関心を高め、広く有権者に投票参加をPRするとともに、期日前投票の積極的な利用に関する呼びかけや、18歳から30代までの若年層への啓発を重点的に実施することにより、投票率の向上を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

「第27回参議院議員通常選挙啓発業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託の規模

12,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲とする。

なお、この額は事業規模を示すものであり、予定価格を示すものでない。

3 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 鹿児島県「役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。
- (2) 鹿児島県内に本店、支店又は営業所等があり、本業務の円滑な履行ができる体制を整えていること。
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 国税及び鹿児島県税を滞納していないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 企画コンペティション説明会参加申込書提出時点で鹿児島県から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (8) 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第3条の規定に該当する者でないこと。
- (9) 企業共同体（JV）でないこと。

4 コンペティションのスケジュール（予定）

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) コンペティション説明会参加申込期限 | 令和7年4月8日(火)午後5時 |
| (2) コンペティション説明会 | 令和7年4月10日(木) |
| (3) コンペティションに関する質問受付期限 | 令和7年4月17日(木)午後5時 |
| (4) コンペティションに関する質問への回答 | 令和7年4月18日(金) |
| (5) コンペティションへの参加申込期限 | 令和7年4月21日(月)午後5時 |
| (6) コンペティション | 令和7年4月25日(金) |
| (7) 選定結果の通知 | 令和7年4月25日(金) |

なお、スケジュールは選挙に向けた今後の状況次第で、変更になる場合があります。

5 コンペティションに関する説明会

本業務のコンペティションに関する説明会を次に掲げる内容により実施する。

なお、説明会に参加しない場合でも、企画コンペティションに参加できる。

- (1) 開催日時 令和7年4月10日（木）
- (2) 開催場所 鹿児島県庁9階 9-A-1 会議室
- (3) 開催時間 午前11時～（40分程度）
- (4) 説明内容

ア 本業務の概要について

イ 質疑応答

- (5) 参加申込方法

ア 説明会参加申込書（様式第1号）を用いて、電子メールにより申し込むこと。

イ 電子メールアドレスは、次のとおりとする。

renkei@pref.kagoshima.lg.jp

ウ 申込期限 令和7年4月8日（火）午後5時（必着）

6 コンペティションに関する質問及び回答

本業務に関する質問及び回答の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受付期間 公募開始日から令和7年4月17日（木）午後5時まで
- (2) 提出方法

ア 質問票（様式第3号）を用いて、電子メールにより提出し、電話で着信確認を行うこと。

イ 電子メールアドレスは、上記5(5)イに同じ。

ウ 電話や口頭、受付期限後の質問は一切受け付けない。

- (3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年4月18日（金）までに、県ホームページに公開する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な企画内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、質問書に対する回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

7 コンペティションへの参加申込

本業務のコンペティションへの参加申込は、令和7年4月21日（月）午後5時までに、「コンペティション出席連絡票」（様式第2号）に必要事項を記載の上、電子メールにて提出し、電話で着信確認を行うこと。

なお、電子メールアドレスは、上記5(5)イに同じ。

8 コンペティションの実施

本業務への企画提案内容を審査するため、次に掲げる内容によりコンペティションを実施する。

(1) 実施日 令和7年4月25日（金）

(2) 実施会場 鹿児島県庁7階 7－総－1会議室
（※場所は変更となる場合があります。）

(3) 提出書類

ア 啓発企画書 11部（うち1部は必ずカラー印刷で作成すること）

イ 見積書 11部（啓発企画書と一緒に編冊しても差し支えない）

様式は任意とし、可能な範囲で積算内訳を具体的に示すこと。また、総額は税込表示とし、小計に関しては税抜・税込それぞれ表示すること。

ウ 啓発ポスター案 各1部

エ 啓発CM案【絵コンテ等】 各1部

※ ウ及びエについては、啓発企画書においてデザイン等が確認できる場合、必ずしも別途用意する必要はない。

(4) 実施方法

ア 各参加者のプレゼンテーションを実施する時間については、コンペティション出席連絡票を受理した後、各社へ個別に通知する。

イ 各参加者の持ち時間は、プレゼンテーション15分、審査員との質疑応答5分、合わせて20分以内とし、鹿児島県選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）が指定する時間により個別に行うものとする。

ウ プロジェクト等の使用を希望する場合は事前に申し出ること。

なお、この場合、パソコン等必要な機材はプレゼンテーションを行う者が用意すること。（プロジェクト及びスクリーンは準備します。）

エ 選定結果は、審査終了後は速やかに全てのプレゼンテーションを行った事業者に電子メール等により通知する。

なお、個別の審査内容についての照会には応じない。

9 審査方法

選挙管理委員会が設置する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された書類及びプレゼンテーションの内容について、審査基準（別表）により審査し、最も優れていると判断された企画提案者を委託候補者として選定する。

10 契約の締結

- (1) 選挙管理委員会は、上記 9 により選定された委託候補者と、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について協議し、合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の協議が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を 2 通作成し、各 1 通を保有する。
- (4) 本件に係る企画は、提案者の企画力を見るためのもので、提案者が委託候補者として選定された場合においても、当該企画をそのまま採用するものではない。

なお、選定委員会における意見を踏まえ、選定された提案者と、提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、選挙管理委員会と当該提案者双方が合意に至った場合に委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

11 企画提案の失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類等が提出された場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平に害する行為があった場合
- (6) その他企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

12 その他留意事項

- (1) 提出書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等の作成及び提出に関する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類等の提出後の変更、差替又は再提出は認めない。
- (4) 採択された提出書類等は返却しない。
- (5) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (6) コンペティション等のスケジュールは、選挙に向けた今後の状況次第で、変更になる場合がある。
- (7) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を委託できない場合がある。

13 担当部署（提出先及び問合せ先）

鹿児島県総務部市町村課連携支援係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号 099-286-2225

電子メール renkei@pref.kagoshima.lg.jp